

居宅療養管理指導運営規定及び重要事項説明書（院内掲示）

1. 事業者概要

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 事業者名称 | いはら内科外科クリニック |
| (2) 主たる事業所所在地 | 名古屋市名東区よもぎ台 2-616 |
| (3) 代表者名 | 伊原 直隆 |
| (4) 電話番号/FAX 番号 | (052)773-0021/(052)773-0031 |

2. 事業所概要

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 事業の種類 | 居宅療養管理指導 |
| (2) 事業所名称 | いはら内科外科クリニック |
| (3) 事業所所在地 | 名古屋市名東区よもぎ台 2-616 |
| (4) 事業所管理者 | 伊原 直隆 |
| (5) 電話番号/FAX 番号 | (052)773-0021/(052)773-0031 |
| (6) 事業所番号 | 2311502641 |
| (7) 事業の目的 | |

医師等が、通院困難な要介護状態にある利用者の自宅を訪問して、適切な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

(8) 事業所の運営方針

- ①指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医師等が通院が困難な要介護者に対してその自宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- ②居宅療養管理指導実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス、または福祉サービスを提供する者との密接な情報の交換・共有に努めると共に、関係市町村・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(9) 従業者の職種・員数及び職務内容

①管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は従業者の管理及び居宅療養管理指導の利用の申し込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

②医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）

医師は居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うと共に、介護方法についての指導・助言や利用者、家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

(10) 営業日及び営業時間

居宅療養管理指導営業日及び営業時間は次の通り。

①営業日 月曜日から土曜日

ただし木曜日、国民の祝日、8月13日から15日、12月29日から1月3日を除く。

②営業時間 午前9時から12時30分、午後4時から7時

土曜日は午前9時から午後1時

ただし電話などにより24時間連絡可能な体制とする。

3.利用料

(1) 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、居宅療養管理指導法定代理受領サービスに該当するときは、その1～3割の額とする。

(介護保険の利用料)・・・令和7年4月現在

医師による居宅療養管理指導（月2回まで）

単一建物居住者1人 2,990円/回（患者負担は1～3割）

単一建物居住者2～9人 2,870円/回（患者負担は1～3割）

その他 2,600円/回（患者負担は1～3割）

（注：介護保険の一部負担金につき公費負担がある場合は、その分を減免する）

(2) その他の費用

①訪問診療や往診、それに伴う治療の費用及び治療に関する電話相談の場合は、医療保険として取り扱われるため、後期高齢者医療対象者（法別番号39）の場合は一部負担金が別途発生します。後期高齢者医療対象者ではない方は、医療保険の給付割合による一部負担金がかかります。

②居宅療養管理指導を実施した場合は、交通費520円がかかります。

(3) 利用料は1ヶ月毎に計算し請求するものとし、翌月10日までに請求書を郵送いたしますので、15日までに当院へお支払いください。

4.緊急時の対応等

(1) 緊急時の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取り、速やかに対応するものとする。

(2) 必要に応じて利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図るものとする。

5.契約の終了

(1) 契約の終了

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了するものとする。

①要介護認定の更新において、利用者が自立と認定された時

②利用者が死亡した時

③契約期間の更新がなされない時

④下記(2)項、(3)項に基づき契約が解除された時

⑤事業所がやむを得ない事由により閉鎖した時

(2) 利用者様による契約解除

①利用者は契約の有効期間中、本契約を解除することができる

②利用者は3に同意することができない場合には、本契約を解除することができる

③利用者が介護施設に入所した場合には、本契約を解除することができる

④事業所が6に定める守秘義務に違反した場合には、本契約を解除することができる

(3) 事業所による契約解除

①契約締結時、利用者またはその家族が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の忠告を行い、その結果契約が継続しがたい重大な事情を生じさせた場合には、事業所は本契約を解除できる

②利用者が利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催促したにも関わらず2ヶ月以内に支払われない場合には、事業所は本契約を解除することができる

6.秘密保持

(1) 事業所は居宅療養管理指導を実施するにあたって知り得た秘密を、第三者に漏洩しないものとする

(2) ただし、居宅介護支援事業者に居宅サービス（ケアプラン）作成のために利用者の情報を提供することがある。この情報については、利用者または家族の了解のもとで居宅介護支援事業者に提供するものとする

7.相談・苦情

(1) 事業所は居宅療養管理指導等に関する相談、苦情に対する窓口を設置し、利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応するものとする

苦情受付窓口 いはら内科外科クリニック

TEL (052) 773-0021

受付時間 毎週木曜日を除く月曜日～土曜日

月～金曜日 午前9時～午後0時30分・午後4時～7時

土曜日 午前9時～午後1時

(2) 当事業所以外の相談・苦情窓口

名古屋市高齢福祉課（在宅福祉係）

TEL (052) 972-2544

毎週 月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前9時～午後5時

愛知県国民健康保険団体連合会

TEL (052) 971-4165

毎週 月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前9時～午後5時

2025.4.1 いはら内科外科クリニック